

技能証明書における備考欄の記載について

操縦士の資格に係る技能証明につき航空法第 25 条並びに航空法施行規則第 53 条及び第 54 条の限定をされた者のうち、次の表の左欄に掲げる者については、その者が有する技能証明書の備考欄に同表右欄に掲げる内容を記載する。

対象者	備考欄に記載する内容
陸上単発ピストン機又は陸上単発タービン機の型式限定を有する者であって、陸上単発ピストン機又は陸上単発タービン機の等級限定を有しない者（飛行機に限る）	Land-Single Aeroplane operation is limited to *** (型式) .
水上単発ピストン機又は水上単発タービン機の型式限定を有する者であって、水上単発ピストン機又は水上単発タービン機の等級限定を有しない者（飛行機に限る）	Sea-Single Aeroplane operation is limited to *** (型式) .
陸上多発ピストン機又は陸上多発タービン機の型式限定を有する者であって、陸上多発ピストン機又は陸上多発タービン機の等級限定を有しない者（飛行機に限る）	Land-Multi Aeroplane operation is limited to *** (型式) .
水上多発ピストン機又は水上多発タービン機の型式限定を有する者であって、水上多発ピストン機又は水上多発タービン機の等級限定を有しない者（飛行機に限る）	Sea-Multi Aeroplane operation is limited to *** (型式) .

(注) 同一等級内で複数の型式限定を有する者については「～ operation is limited to \*\*\*, \*\*\* and \*\*\*.」等と記載する。

附則

- 1 本通達は令和 8 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 本通達の施行前に技能証明書を有している者については、なお従前の例による。ただし、その者が本通達の施行後に新たに型式限定を受ける際には、本通達を適用する。